

令和2年4月27日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策のための放課後等デイサービス
事業等の代替的なサービスの提供に対する本市の考えについて（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を実施いただいているかと思いますが、見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 基本的な考え方について

(1) 報酬の算定について

厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」及び「新型コロナウイルス感染防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（令和2年3月3日事務連絡）」別紙Q&Aの「代替的に提供したサービスの取り扱い」に基づき利用者の居宅等においてできる限りの支援の提供を行った場合には、サービス提供報酬及びそれに伴う各種加算の算定を可としますが、その取り扱いについては以下のとおりです。

(2) 具体的な支援内容についての事前相談

ア 保護者から利用の希望があり、代替的サービスの実施を検討する段階で、支援の計画について書面で市へ提出し、その内容を相談することを原則とします。また、感染予防の観点から提出方法はEメール（個人情報の記載は省くこと）のみとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。

イ 支援計画の内容は厚生労働省の上記Q&Aを基本としますが、保護者への聞き取りや相談等だけでなく、できる限り直接児童本人への支援を図ることが出来るような計画としてください（下記参考）。ただし、児童の障害の状況、保護者の事情等により児童本人への直接的な支援が困難な場合はこの限りではありません。

<例1>児童の家庭へ訪問し、課題プリント等を渡す。児童本人へ取り組

みについての指導を行うとともに、保護者からの相談を受けたり、健康状態の聞き取り等を行う

<例2>テレビ電話などを利用して、児童本人と「カード」を利用して、コミュニケーションをはかる。併せて、保護者からの相談や健康状況の聞き取り等を行う

<例3>児童本人と電話で会話し、健康状態の聞き取り等や、事前に配布した課題の進捗状況の確認・指導を行う。併せて、保護者からの相談を受けたり、健康状態の聞き取り等を行う。

(3) 相談支援事業所担当者や他事業所との情報共有

代替的サービスを実施する場合は、原則として支援実施前までに相談支援事業所担当者へ情報提供をお願いします。また、複数の事業所を利用されている利用者については、事業所間で積極的に情報共有をし、支援がより良いものになるようにご協力をお願いします。

(4) 保護者同意書の作成と写しの提出

代替的サービスを実施する場合には、事前に保護者に対して、支援内容や費用負担など十分な説明を行い、同意書（参考様式1参照）を作成してください。

同意書の原本は事業所が保管し、その写しを原則として支援実施前までに市へ郵送にて提出してください。

(5) 支援の記録及び写しの提出

実際に支援を行った際の記録については、支援提供記録表等にできるだけ詳細に（提供内容・支援方法・支援の時間など）記入し、原本は事業所で保存し、その写しを報酬請求時までに市へ郵送にて提出してください。

(6) 請求事務について

請求については、通常通り国保連合会に請求してください。

2 その他

(1) 引き続き、サービス提供時には新型コロナウイルス感染拡大防止のための十分な配慮をして支援をしてください。

3 有効期間

本件は令和2年3月2日（月）から令和2年5月31日（日）までに提供された放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業に対して有効とします。
※国や愛知県の動向や、新型コロナウイルスに関する社会情勢によっては対応を延長する可能性があります。

問合せ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係

電 話 0 5 6 6 - 7 1 - 2 2 5 9 (直通)
F A X 0 5 6 6 - 7 4 - 6 7 8 9
Eメール shofuku@city.anjo.lg.jp